# 高齢者虐待の防止のための指針

池田町地域包括支援センター (令和6年4月)

#### (本指針の目的)

令和3年度介護報酬改定に伴う「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生省令第37号)改正において、虐待防止対策をとることが、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の防止に関する措置を講じることを目的とする。

#### 1 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者に対する虐待は、介護保険法の目的の1つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、当事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

この指針において虐待とは次の行為をいい、職員はいかなる虐待もしてはならない。(別表1参照)

#### 2 高齢者虐待防止検討委員会に関する事項

(1) 高齢者虐待防止検討委員会の設置

当事業者は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した 場合はその再発を確実に防止するための「虐待の防止のための対策を検討 する委員会」(以下「高齢者虐待防止検討委員会」という。)を設置する。

#### (2) 高齢者虐待防止検討委員会の組織

委員会の構成員は、地域包括支援センター職員、関係する行政職員、保健センター職員、社会福祉協議会の担当職員、池田町在宅介護支援センター等の担当職員で構成する。なお、高齢者虐待防止検討委員会の責任者は、地域包括支援センター職員があたるものとする。(別表2)参照)

#### (3) 高齢者虐待防止検討委員会の開催

委員会は、年間計画に基づき4か月に1回程度開催することを基本 とし、定期的に開催するとともに、必要に応じて随時開催する。

#### (4) 高齢者虐待防止検討委員会における検討事項

委員会では、以下の項目について検討を行うとともに、必要な取組事項を 決定する。

- ア 高齢者虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。
- イ 虐待の防止のための指針の整備、見直しに関すること。
- ウ 虐待の防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること。
- エ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- オ 職員が虐待等を把握した場合に、町への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確 実な防止策に関すること。
- キ 再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること。

#### (5) 結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録その他の資料 を作成し、回覧するなどして周知徹底を図る。

#### 3 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 定期開催

虐待等の防止を図るため、職員に対する職員研修を、年1回以上実施する。 新規採用時には、必ず虐待等の防止を図るための研修を実施する。

(2) 研修内容

研修内容は、以下のものを基本とし、詳細は高齢者虐待防止検討委員会により定める。

- ア 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識
- イ 本指針及び高齢者虐待防止対応マニュアルの内容に基づく取り組み方 法
- ウ 虐待等に関する相談・報告ならびに通報の方法
- エ 委員会の活動内容及び委員会における決定事項
- (3) 研修記録

研修の実施ごとに、研修実施記録等を作成し、保管・管理する。

#### 4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに町へ報告するとともに、緊急性の高い事 案の場合には、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

#### 5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

(1) 虐待対応担当者

虐待対応担当者は、虐待防止に関する措置を適切に実施することとし、地

域包括支援センター職員があたるものとする。

(2) 虐待対応担当者への報告 虐待等の報告を受けた職員は速やかに虐待対応担当者へ報告する。

#### (3) 事実確認

虐待等について相談及び報告があった場合には、虐待対応担当者は事実 確認を行う。

これら確認の経緯は、時系列で整理する。

(4) 関係者からの聞き取り 虐待対応担当者は関係者からの聞き取り、記録等を行う。

#### (5) 発生後の町への報告

事実確認を行った内容や虐待が発生した経緯等を踏まえ、高齢者虐待防止検討委員会において検証し職員に周知する。虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて町へ報告する。

#### 6 成年後見制度の利用支援に関する事項

成年後見制度の利用の相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合には利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行う。

#### 7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 苦情相談窓口に寄せられた内容は相談者の個人情報の取扱いに留意し、 当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。
- (2) 虐待等の発見の相談・通報は秘密漏洩や守秘義務法規によって妨げられない。
- (3) 虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反にとわれることはない。

#### 8 本指針の閲覧に関する事項

本指針は関係機関が閲覧できるようホームページに掲載する。

#### 9 その他虐待等の防止推進のために必要な事項

3 に定める研修のほか、関係機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

### 10 本指針の改廃

本指針の改廃の要否及び改定する場合の改定作業は、委員会により実施する。

### 11 附則

この指針は令和6年4月1日より施行する。

## 別表1 養護者による高齢者虐待類型 (例)

区分	具体的な例
	<ul><li>① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 【具体的な例】</li><li>・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。</li><li>・刃物や器物で外傷を与える。 など</li></ul>
i 身体的虐待	<ul><li>② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 【具体的な例】</li><li>・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。</li><li>・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。(※) など</li></ul>
	<ul><li>③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。</li><li>【具体的な例】</li><li>・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。</li><li>・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。など</li></ul>
	<ul> <li>④ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</li> <li>【具体的な例】</li> <li>・身体を拘束し、自分で動くことを制限する(ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。 など)</li> <li>・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など</li> </ul>
ii 介護・世話の 放棄・放任	<ul> <li>① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</li> <li>【具体的な例】</li> <li>・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。</li> <li>・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。</li> <li>・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 など</li> </ul>
	② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。 【具体的な例】 ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。

	・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等か
	ら連れ帰る。 など
	③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。
	・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。 など
iii 心理的虐待	○脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、
	精神的苦痛を与えること。
	【具体的な例】
	・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話す
	などにより、高齢者に恥をかかせる(排泄の失敗、食べこぼしな
	الله الله الله الله الله الله الله الل
	・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
	・侮蔑を込めて、子どものように扱う。
	・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視し
	てトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。
	・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限
	する。
	・ する。   ・ 家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など
	○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行
	為又はその強要。
	【具体的な例】
	・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
iv 性的虐待	・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にした
	り、下着のままで放置する。
	・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。
	・性器を写真に撮る、スケッチをする。
	・キス、性器への接触、セックスを強要する。
	・わいせつな映像や写真を見せる。
	・自慰行為を見せる。など
	○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用
	を理由なく制限すること。
from a first to be as	【具体的な例】
v 経済的虐待	・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
※養護しない親族による	・本人の自宅等を本人に無断で売却する。
経済的虐待について「養	
<b>雑老にトス走供」レーア</b>	・年金や預貯金を無断で使用する。
護者による虐待」として 認定する	<ul><li>・年金や預貯金を無断で使用する。</li><li>・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。</li></ul>

(※)「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は某を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決昭和25年6月10日)。

上記凡例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができます。

出典: 社団法人 日本社会福祉士会. 市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き. 中央法規出版, 2011, 207p., p5-6 を元に作成

# 別表 2 構成員名簿

構成員	役割
地域包括支援センター	・高齢者虐待の主担当
(社会福祉士)	・虐待の解消、高齢者が安心して生活
	を送るための環境整備
	・養護者に対する相談、指導及び助言、
	必要な措置
	・関係機関との連携強化
地域包括支援センター	・虐待の解消、高齢者が安心して生活
(保健師)	を送るための環境整備
(NV METHA)	・主担当への協力
地域包括支援センター	・虐待の解消、高齢者が安心して生活
(主任ケアマネジャー)	を送るための環境整備
	・主担当への協力
   保険年金課   高齢福祉係	・虐待の防止に関する措置の適切な
	実施
保健センター職員	・健康相談等にて困難な状況にある高
	齢者の早期発見
社会福祉協議会職員	・地域福祉活動にて困難な状況にある
1347	高齢者の早期発見